

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

外国等における関連制度に関する調査

研究分担者 井上剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部長

研究要旨 補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的支給制度の根幹をなす制度として位置づけられている。本研究では、現行の補装具費支給制度の種目構造を見直すにあたり、海外の給付制度の状況を把握することを目的とする。今年度は、インターネットでの情報を基に、ヨーロッパを中心に、福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集した。

その結果、給付対象について国または地方自治体でリストを作成して、制度を運用することが主流であることが示された。ただし、リストの内容については、製品ごとのリストから用具の機能ごとのリストへと変更され、それに基づいた制度への改訂の流れがあることも示された。

給付種目については、カナダのオンタリオ州とオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州と比較して、補装具費支給制度の特徴としては、移乗機器やベッド、環境制御装置がカバーされていないこと、医療関係の用具がカバーされていないことがあげられた。これらの中では、日常生活用具でカバーされるものもあり、その点は考慮が必要である。また、座位保持装置については、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州の制度において、補装具費支給制度と同様に、車椅子に装着する物とそれ以外の物を別々にカテゴライズしていることが示された。

A．研究目的

補装具費支給制度は、戦後間もない昭和25年に施行され、我が国における福祉用具の公的支給制度の根幹をなす制度として位置づけられている。本制度では、現在、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子（児のみ）、起立保持具（児のみ）、歩行器、頭部保持具（児のみ）、排便補助具（児のみ）、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置の16種目が設定され、支給対象となっている。これらの種目構造は、歴史的な経緯の中で構築されたものであり、車椅子と座位保持装置のように境界が曖昧で、わかりにくい点があることが指摘されている。

このような福祉用具の公的給付制度は、世界各国で存在し、それぞれの状況に応じた制度が構築され、運用されている。本研究では、現行の補装具費支給

制度の種目構造を見直すにあたり、海外の給付制度の状況を把握することを目的とする。

B．研究方法

今年度は、主にインターネット上の情報を検索することにより、海外での福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集することとした。給付制度では、日常生活の利用を想定したものや、教育に資する制度、雇用に資する制度などがあるが、今回は、補装具費支給制度への還元を念頭におき、日常生活での利用を想定した制度に着目することとした。また、言語の制約があり、英語圏の情報を主に収集した。

（倫理面への配慮）

本研究は、インターネットを用いた情報収集であり、倫理的に配慮する点は特にない。

C . 研究結果

C 1 . 英国の状況¹⁾

英国において、福祉用具の給付に関連する主な法律制度としては、以下のものがあげられる。

- ・NHS (National Health Service Act) ;1997
- ・Chronically Sick and Disabled Act;1970
- ・NHS and Community Care Act;1990
- ・Community Care Act and regulations;2004

主たる給付主体は、地方自治体とNHSである。NHSは車椅子や歩行補助などの移動に関する機器、補聴器、視覚関連用具、コミュニケーション補助装置、義肢、装具を対象とした給付を行い、基本的に無料で提供される。また、地方自治体は、コミュニティ機器サービスを運営すると共にテレケアサービスも提供している。こちらも基本的には無料で提供される。コミュニティ機器は、支援を必要とする児童および成人が健康と自立性を維持するために、そしてできるだけ充実した生活をおくるために日常の必要不可欠な活動をすることを可能にするものである。種目として制限されたものではなく、例としては下記のものがある。

- ・在宅看護機器：圧力分散マットレス、ポータブル便器
- ・日常生活支援機器：児童用座位保持装置、シャワーチェア、立ち上がり補助便座、ティーポット・ティッパー(ティーポットからカップにお湯を注ぐのを補助する傾斜装置)、液体レベル表示器
- ・軽微な家屋改造：手すり、水道用レバー、照明の改善、色・コントラストの改善
- ・短期貸し出し用具：車椅子等で短期使用を目的とした場合に貸し出しのために用意されたもの。別途NHSサービスによりカバーされる。
- ・発話障害者用コミュニケーション用具
- ・テレケア機器：転倒感知器、ガス報知器、健康

状態のモニタリング機器

コミュニティ機器サービスは、必ずしもリストに基づいた給付とはなっていないが、国としてはナショナルカタログを発行し、統一化を進めている。

C 2 . オランダの状況¹⁾

オランダにおいて、福祉用具の給付に関連する主な法律制度としては、以下のものがあげられる。

- ・Act on Healthcare Insurance (ZVW)
- ・Act for Provision of Social Support (WMO)
- ・Act on Extraordinary Costs related to Illness (AMBZ)

ZVWでは、以下のような用具がカバーされており、基本的に無料で提供されている。

- ・日常生活動作用具：着替え支援用具、高さ調節可能なベッド、着脱容易な衣服
- ・意思伝達装置：使いやすく工夫されたコンピュータ、補聴器、拡声器、電話用拡声器
- ・医療用具：注射器、ガーゼ、眼鏡
- ・装具：頸部装具、整形靴
- ・義肢：上肢、下肢、膝、乳房
- ・把持用具：上肢・手指機能の代替用具、ロボットアーム
- ・移動補助具：白杖、補助券、エルボークラッチ、歩行器

これらの機器は、これまで国が定めるリストに基づいて、給付されてきた。しかし、近年、リストに基づいた給付から、機器の機能(ISO9999をベースとする)に基づいた給付に転換を図ろうとしている。

WMOでは、車椅子やスクータ、使いやすく工夫された自転車といった移動支援機器や、立ち上がり補助便座、浴室の改造、階段昇降機といった家屋内の環境改善をカバーしている。対象となる種目は地方自治体により異なるが、国としてはなるべく統一する方向で、調整を進めている。

AMBZでは、基本的な福祉用具(ベッド関連機器、パーソナルケア用具、歩行補助用具、車椅子、クッ

ション等)の短期間レンタルを提供している。

C 3 . デンマークの状況¹⁾

デンマークにおいて、福祉用具の給付に関連する主な法制度としては、以下のものがあげられる。

・ Social Service Act

デンマークでは、基本的にレンタル制度を採用している。また、一般製品についてもサポートが得られ、これについては半額を基本として補助される。権限はミュニシパリティ(いくつかの地方自治体の連合体)が持っている。給付対象となる機器(一般製品も含む)の完全なリストは存在しないが、下記の4つのカテゴリーに整理されている。

- ・一般的な家具類：テレビ、ビデオ、コンピュータ、デジタルカメラ等[これらについては給付の対象外となる]
- ・一般製品：[価格の半額の補助を受けることができ、所有することができる。福祉用具と同様な役割を果たす一般製品について、無料で提供を受けることができる。]
- ・個別対応が必要な福祉用具：個別適合が必要な車椅子等[ミュニシパリティが所有するが、リサイクルされることはまれである。]
- ・一般的な福祉用具：[ミュニシパリティが所有し、通常リサイクルされる。]

デンマークでは、原則的に給付される福祉用具にガイドラインや制限は存在しない。障害を補完したり、日常生活活動に参加するための物であれば、対象となる。用具そのものに焦点をあてるのではなく、用具の利用により向上する生活に焦点を当て、そのための幅広い用具という観点で、福祉用具をとらえている。ただし、同様の効果が得られる用具であれば、より安いコストの物を選択するという原則はある。

C 4 . ノルウェーの状況¹⁾

ノルウェーにおいて、福祉用具の給付に関連する

主な法制度としては、以下のものがあげられる。

・ Social Security Act

この制度の中で、福祉用具の利用は、障害のある人の個人の権利として位置づけられている。

ノルウェーでは、提供される福祉用具の範囲は広く設定されており、コミュニケーション補助、視覚補助、移動補助、住宅改修、補聴器、認知支援機器等が含まれる。ゲームやスポーツのための福祉用具も対象となっており、ゲームのためのスイッチや障害者のためのスキーも給付される。給付対象は、国の委員会にて設定されており、価格もここで設定される。原則的に、利用者の生活上の問題を解決するものであれば、給付対象となる。

ほとんどの福祉用具が無料で提供される。基本的にはレンタルである。

C 5 . イタリアの状況¹⁾

イタリアにおいて、福祉用具の給付に関連する主な法制度としては、以下のものがあげられる。

- ・ Framework Law 104/92: 障害者の支援、社会参加、権利に関する法律
- ・ Ministerial Decree 332/99: 支援と福祉用具の給付に関して規定されている。
- ・ Law 13/89: 個人の建物のアクセシビリティに関する法律

Ministerial Decree 332/99では、カバーされる福祉用具をNT(Nomenclature Tariffario)としてリスト化している。NTは、ISOの福祉用具の分類に従って整理されており、補助を受けるにはISOコードを付記する必要がある。福祉用具の給付は主に、NHS(National Health System) が担当している。

給付対象となる福祉用具のカテゴリーは保健省で決定され、NTにリストとして掲載される。リストは3種類あり、リスト1は主に個別適合が必要な機器であり、これらの機器については保証される固定価格も併せて記載されている。リスト2は主に既製

品であり、これらの機器については地方自治体で価格を設定する。リスト3は、主に人工呼吸器のように高度なメンテナンスを必要とする機器であり、これらは地方自治体で購入し、利用者に貸し出される。

また、リストに無い福祉用具が必要となった場合、自己負担で購入し、部分的な補助を受けることができる。その際、国の制度は建物のバリアーをなくするような場合をカバーし、地方自治体の制度は介護の軽減や自立生活の促進、家族支援などをカバーする。補助の金額についてはケース・バイ・ケースである。

C 6 . カナダ オンタリオ州の制度²⁾

カナダのオンタリオ州ではADP(Assistive Devices Program)を実施し、州内に住む身体障害者に対して中心的な支援と資金援助を提供するとともに、個々人の基本的なニーズに対応した有効な福祉用具を支給している。ADPによって保証される機器によって、個人のニーズに応じた福祉用具の利用により、身体障害者の自立を促進することを目指している。ADPで支給される福祉用具種目は以下の通り。

コミュニケーション機器

- ・電子人工喉頭
- ・コミュニケーションボード
- ・コミュニケーション機器の固定具
- ・テレタイプライター
- ・拡声器
- ・音声出力装置 (VOCA)
- ・人工喉頭
- ・書字補助機器

糖尿病用品

- ・グルコースモニタリング機器および関連消耗品。
- ・インスリン用注射器および針(65歳以上の利用者)
- ・インスリンポンプと消耗品

経管栄養機器/用品

- ・供給バッグ/コンテナ/チューブ
- ・ポンプ

聴覚関連機器

- ・骨導補聴器
- ・人工内耳
- ・補聴器
- ・個人用FMシステム
- ・テレタイプライター

矯正デバイス

- ・スタンディングフレーム
- ・腕、脚、および脊髄装具
- ・小児用起立保持具
- ・歩行用装具

ストーマ用品

- ・永久人工肛門、人工膀胱および消耗品

圧迫用品

- ・一次および二次性リンパ浮腫の圧縮衣類や袖
- ・圧力衣類や肥厚性瘢痕管理の装具(熱傷)
- ・主要なリンパ浮腫の連四肢ポンプ

義肢

- ・従来の義足と義手
- ・電動・筋電義手
- ・外部シリコン乳房プロテーゼ
- ・顎顔面口腔内補綴(口蓋リフト、栓子、下顎の拡張機能)
- ・顎顔面口腔外プロテーゼ(人工鼻、耳、軌道)
- ・義眼

呼吸用品/機器

- ・呼吸/心拍数モニタ(賃借のみ)
- ・コンプレッサー

- ・排水ボード
- ・気道陽圧システム (CPAP、APAP、バイレベル) (A DP-登録スリープラボのみ)
- ・打診器
- ・蘇生器
- ・指定された使い捨ての消耗品
- ・吸引器
- ・気管切開チューブ
- ・換気機器
- ・咳補助機
- ・酸素飽和度モニタ (OSM) (18歳以下が対象)

視覚補助用具

- ・オーディオブックの再生機
- ・点字タイプライター
- ・コンピュータのハードウェアと専用ソフトウェア
- ・光学式拡大器、(CCTVs)
- ・拡大鏡、単眼鏡、双眼鏡
- ・光学式文字認識 (OCR)
- ・特殊なメガネ、特殊なレンズ/コンタクトレンズ
- ・特殊な周辺機器 (例えば点字エンボス、点字ディスプレイ)
- ・装着型弱視用眼鏡および視野拡大用具
- ・標準の白杖

車椅子、座位保持具と歩行補助具

- ・手動車椅子、電動車椅子、電動スクーター
- ・手動車椅子用電動デバイスの追加
- ・座位保持装置 (クッション、背中と頭のサポートなど)
- ・座位変換形座位保持装置 (電動チルトとリクライニング)
- ・前腕杖
- ・歩行車
- ・小児用歩行器、バギー、起立補助具

C 7 . オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州の制度³⁾

オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州では、Health Support Services EnableNSWという制度の中で、福祉用具の給付がなされている。この制度で給付される福祉用具種目は以下の通りである。

コミュニケーション関連機器

- ・発声装置
- ・発声装置のためのコミュニケーションのソフトウェア
- ・スイッチを含む発声装置にアクセスするシステム
- ・マウス、キーボードや特殊なソフトウェアのようなコンピュータにアクセスするための機器
- ・固定具
- ・拡声器
- ・電子人工喉頭
- ・人工喉頭と消耗品
- ・話すための気管開口術
- ・文書や別の視覚的体裁の情報における読解、生産、蓄積を可能にするソフトウェア、装置
- ・聴覚補助装置と警報装置

移動支援機器

- ・歩行器
- ・エルボー・クラッチ

義肢

- ・義肢 中足骨および掌部より近位のレベルに限る

整形靴

- ・特別な深さと幅の整形靴
- ・医療レベルのオーダーメイドの整形靴

装具

- ・下肢装具

- ・キャリパー
- ・矯正用装具

圧迫帯

- ・リンパ浮腫の循環サポートのための圧迫帯

車椅子

- ・手動車椅子と付属品
- ・電動車椅子
- ・特別なバギー
- ・座位保持装置
- ・電動車椅子の操作用入力装置
- ・特殊な自動車シート

移乗機器

- ・床走行式リフト
- ・天井走行式リフト
- ・つり具
- ・スライディング・ボード、回転板
- ・自動車乗り込み用リフトおよび携帯スロープ
- ・電動昇降椅子

家庭用酸素療法器具

- ・酸素濃縮機（鼻管と拡張管の標準サポート）
- ・携帯酸素ポンプ
- ・予備ポンプ

継続的な完全気道圧縮装置

- ・C P A P機（基本のランプの特徴は4～20cm幅の圧力）
- ・正当な理由により供給される加湿器

非侵襲人工呼吸器

- ・非侵襲人工呼吸器（患者のニーズに基づいた自動モデル）
- ・ハイブリッド非侵襲人工呼吸器

持続的人工呼吸器

- ・家庭で使うための人工呼吸器
- ・電池と充電器
- ・機器のメンテナンスと修理契約

分泌物の抽出、管理、呼吸用の消耗品

- ・吸引装置 - 電気式で持ち運び可能
- ・分泌物の抽出機器
- ・加湿装置
- ・消耗品（使い捨てるもの、使い捨てでないもの）
- ・機器のメンテナンスと修理契約

ダイレクトケアサービス

- ・家族ケア支援のための家庭用人工呼吸器介護者派遣プログラム

防犯ブザーとモニター

- ・防犯ブザーシステムの初期セットアップ
- ・障害特徴別煙探知機
- ・感覚障害者用血圧・血液グルコースモニター

ベッドと寝具

- ・ハイ/ローベッド
- ・除圧マットレスとカバー
- ・睡眠姿勢保持具

栄養関連機器

- ・経腸栄養のポンプや消耗品
- ・飲食のための特別な機器 > \$100

装具（セルフケア用）

- ・上肢装具

姿勢保持装置

- 車椅子用以外の姿勢保持装置

- ・車椅子に取り付けられていない座位保持装置
- ・立位保持用装具

トイレ・シャワー用品

- ・トイレチェアー・シャワーをチェアー→\$100
- ・ポータブル便器

その他のセルフケア用具

- ・かつら

環境制御装置（ECU）

- ・障害者特別環境制御装置
- ・一般製品の改造
- ・スイッチとスキャナーを含む環境制御装置の入力システム
- ・固定用具

失禁対策用具

- ・使い捨てと使い捨てでない商品 - 供給制限適用

D. 考察

今回の調査より、給付対象について、リストを作成している国が主流であることが示された。しかし、イギリスのコミュニティ機器サービス制度では、リストに基づいた給付ではなく、またデンマークでは一般製品まで給付対象になっており、完全なリストは存在しないとの結果が得られた。オランダでは、給付対象となる製品のリストに基づいて制度が運用されてきたが、近年の動きで機器の機能に基づいたリストの作成が検討されている。この点は興味深い動向である。イタリアも、機能に基づいた給付種目リストを作成しており、オランダとの共通点が見られる。これらの機能に基づいた給付種目リストは、オランダ、イタリアともに、ISO9999福祉用具の分類と用語のコードを基に、作成されている。このよ

うな流れも、国際的に見られる可能性がある。

細かい給付種目リストが入手できたのは、カナダのオンタリオ州とオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州であった。表1に、これら二つと日本の補装具費支給制度で給付される種目との対応を示す。この中で、最も広範囲をカバーしているのは、NSWの制度であり、これに対してオンタリオの制度は、移乗機器やベッド、環境制御装置などの用具がカバーされていない。これらと比較して、補装具費支給制度の特徴としては、オンタリオ同様に移乗機器やベッド、環境制御装置がカバーされていないことに加えて、医療関係の用具がカバーされていないことがあげられる。これらの中では、日常生活用具でカバーされるものもあり、その点は考慮が必要である。また、座位保持装置について、オンタリオの制度では、移動関連の機器の中にカテゴライズされているが、NSWの制度では、車椅子に装着する物は車椅子の中にカテゴライズし、それ以外の物は姿勢保持装置の中に入っている。これは、補装具費支給制度の座位保持椅子、頭部保持具、起立保持具に対応するものである。

E. 結論

今年度は、現行の補装具費支給制度の種目構造を見直すにあたり、海外の給付制度の状況を把握することを目的とし、インターネットでの情報を基に、ヨーロッパを中心に、福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集した。その結果、給付対象について国または地方自治体でリストを作成して、制度を運用することが主流であることが示された。ただし、リストの内容については、製品ごとのリストから用具の機能ごとのリストへと変更され、それに基づいた制度への改訂の流れがあることも示された。

給付種目については、カナダのオンタリオ州とオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州と比較して、補装具費支給制度の特徴としては、移乗機器やベッド、環境制御装置がカバーされていないこと、医療関係の用具がカバーされていないことがあげられた。これらの中では、日常生活用具でカバー

表1 カナダ、オーストラリアの給付種目と補装具費支給制度との対応表

カナダ・オンタリオ州	オーストラリア・NSW州	補装具費支給制度
コミュニケーション機器	コミュニケーション関連機器	重度障害者用意思伝達装置
糖尿病用品		
経管栄養機器 / 用品	栄養関連機器	
聴覚関連機器		補聴器
矯正デバイス	整形靴	装具
	装具(移動用) 装具(セルフケア用)	
ストーマ用品		
圧迫用品	圧迫帯	
義肢	義肢	義肢
		義眼
呼吸用品 / 機器	気道圧縮装置	
	非侵襲人工呼吸器	
	持続的人工呼吸器	
	分泌物の抽出、管理、呼吸用の 消耗品	
視覚補助具		盲人安全つえ
		眼鏡
車椅子、座位保持具、歩行補助具	移動支援機器	歩行器
	車椅子	座位保持装置
		車椅子
		電動車椅子
		歩行補助つえ
	姿勢保持装置	座位保持椅子
		起立保持具
頭部保持具		
	移乗機器	
	家庭用酸素療法用具	
	ダイレクト・ケア・サービス	
	防犯ブザーとモニター	
	ベッドと寝具	
	トイレ・シャワー用品	排便補助具
	その他のセルフケア用具	
	環境制御装置	
	失禁対策用具	

されるものもあり、その点は考慮が必要である。また、座位保持装置については、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州の制度において、補装具費支給制度と同様に、車椅子に装着する物とそれ以外の物を別々にカテゴライズしていることが示された。

また、各国の詳細な種目リストの収集が不十分であり、今後、それを中心に情報を収集し、補装具費支給制度の種目見直しに資する調査を進める予定である。

参考文献

- 1) Kevin Cullen, Donal McAnaney, Ciaran Dolphin, Sarah Delaney, Phlimena Stapleton, Research on the provision of Assistive Technology in Ireland and other countries to support independent living across the life cycle, Work Research Centre Dublin, 2012.
- 2) Assistive Devices Program, Types of Assistive Devices funded by the Ontario Ministry of Health and Long-Term Care, Ministry of Health and Long-Term Care, Ontario, Canada, <http://www.health.gov.on.ca/en/public/programs/adp/categories.aspx>, 2016
- 3) Categories of Assistive Technology

provided by EnableNSW, Health Support Services EnableNSW, New South Wales, Australia, 2016.

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

